

令和七年第四回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年二月二十六日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和七年第四回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

本日、坂倉委員はオンラインで参加しております。なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していませんことを申し添えます。

まず、次第の１、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案三件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の２、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第十五号　世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

○知久教育長　議案第十五号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第十五号、世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

本件につきましては、中央図書館の開館時間を変更するため、本館則について一部を改正する必要が生じたことから、御提案するものでございます。

改正の内容につきましては、右上六ページ目の新旧対照表を御覧ください。

第四条、中央図書館の開館時間を午前十時から午前九時に改定いたします。

なお、本館則は令和七年五月二十二日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第十五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第十六号 世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第十六号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私より、議案第十六号、世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件は、このたび、区議会第一回定例会に世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例を提案したことに伴い、学校施設附帯設備の使用料について規定している本規則の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正内容でございますが、右上一二ページの新旧対照表を御覧ください。別表第2、校庭及び庭球場の夜間照明、小ホールの照明器具及び一三ページのピアノの各使用料について、条例に合わせまして、平成三十年度と令和五年度で比較した管理運営経費の増加割合の二八・二%の改定としたものでございます。

本規則は、世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例の区議会での議決を条件といたしまして、条例と同じく令和四年四月一日の施行、令和七年

十月一日の適用を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第十六号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三　議案第十七号　世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を

改正する規則

○知久教育長　議案第十七号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長　それでは、私より、議案第十七号、世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件は、池尻小学校東側体育館、こちらは旧池尻中学校の体育館でございますが、こちらにつきまして、令和七年四月より新たな産業活性化拠点として運用を開始するに当たり、施設管理者が教育委員会から区長部局、具体的には経済産業部でございますが、こちらに変更となることから、世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。

改正内容でございますが、右上九ページから始まる別表３以降におきまし

て、池尻小学校東側体育館を管理の対象から削除するものでございます。

本規則は令和七年四月一日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第十七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)教育長臨時代理の報告（区議会提出議案に関する意見聴取（学校職員課所管分））、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長　それでは、私から、教育長臨時代理の報告（区議会提出議案に関する意見聴取（学校職員課所管分））について御報告をいたします。

資料、報告(1)の1ページを御覧ください。1の主旨でございます。職員の退職手当に関する条例改正につきまして、二月十日の教育委員会において意見聴取が行われ、異議なしと回答しておりましたが、その後、附則の内容に修正が生じました。また、国家公務員に関する給与、旅費制度の改正を踏まえ、幼稚園教育職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例を改正する必要が生じました。

条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、あらかじめ区長から教育委員会に対して意見聴取を行う必要がございます。このたび、職員の退職手当に関する条例について二月十三日に、

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例につきまして二月十四日に意見聴取がございました。これらに対する回答は速やかに処理する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがございませんでしたので、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づき、教育長の臨時代理により、前者については二月十四日付、後者については二月十七日付で異議がない旨、回答いたしましたので、御報告をいたします。

改正内容につきましては、2、改正する条例及び主な改正内容を御覧ください。職員の退職手当に関する条例につきましては、附則において、経過措置の世田谷区規則への委任規定がございますが、雇用保険法改正に係る部分については委任の必要がないため対象外とする旨の修正でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例につきましては、再任用職員に住居手当を支給するため改正、職員の旅費に関する条例につきましては、宿泊料を宿泊費として実費支給方式に改める、日当・食卓料を廃止し、宿泊手当を新設するなどの改正でございます。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)教育長臨時代理の報告（区議会提出議案に関する意見聴取（教育総務課所管分））、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、引き続きまして、教育長臨時代理の報告（区議会提出議案に関する意見聴取（教育総務課所管分））につきまして、私から

御説明させていただきます。

資料一ページ目を御覧ください。1の主旨でございます。区長から教育委員会の意見を求められた事項につきまして、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理をいたしましたので、御報告するものでございます。

2の臨時代理した事項でございます。(1)世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び(2)世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、それぞれ資料に記載のとおり、関係する条例の改正に伴いまして改めるものでございます。

3の臨時代理の内容でございます。資料二ページ目を御覧ください。本回答文のとおり、書きの2に記載がございますが、異議なしといたしまして、二月十七日に決定し、回答してございます。

3ページ目以降は意見聴取の依頼文ほかをおつけしておりますが、資料の最後のページ、九ページを御覧ください。こちらは教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。改正の内容は、教育長もほぼ同様でございますが、社会情勢の変化に対応するため、旅費の種類が記載のとおり変更となります。

なお、改正後の金額につきましては、世田谷区長等の給料等に関する条例に定める額が適用されますが、例えば改正前の宿泊料は一万三千三百円の定額支給であったのに対しまして、改正後の宿泊費は二万七千円を上限額とする実費支給に変更になるなど、金額も改定される予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) 令和六年度世田谷区立小・中学校教育管理職感謝状贈呈式の実施について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 令和六年度世田谷区立小・中学校教育管理職感謝状贈呈式の実施について御説明いたします。

資料を御覧ください。まず、1の目的ですが、本年度末をもって退職または降任する世田谷区立小・中学校の教育管理職に対しまして、多年にわたり世田谷区の学校教育の向上に尽力し、教育行政の進展に貢献したことに感謝の意を表しまして、感謝状を贈呈するものでございます。

2の対象者ですが、令和七年三月三十一日付で退職または降任する区立学校の校長、副校長でございます。ただし、定年退職後に管理職として暫定再任用される方や暫定再任用を継続される方は、本年度の対象とはいたしません。

3の実施内容でございます。令和七年三月三十一日月曜日の午後二時三十分から、二庁大会議室におきまして、記載の内容のとおり実施する予定でございます。

4の出席者でございますが、(1)の区長部局からは区長が、(2)の教育委員会からは教育長と、記載の幹部職員等が参加する予定でございます。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお

願います。

○井上教育総務課長 それでは、令和七年三月の各課行事予定につきまして御報告させていただきます。

まず、教育委員会定例会の予定でございますが、三月十一日に第五回定例会、また、三月二十四日でございますが、第六回定例会が予定されてございます。

そのほか、次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 (5)その他の連絡事項等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は三月十一日火曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第四回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十四分開会